

門真市教育振興基本計画 2021

【令和3(2021)年度～令和7(2025)年度】

概要版



令和3(2021)年2月

門真市教育委員会

1 策定の趣旨

門真市教育委員会では、平成28（2016）年3月に教育基本法第17条第2項に基づく本市における教育振興のための基本的な計画として、平成28（2016）年度からの5年間を計画期間とする「門真市教育振興基本計画」を策定し、様々な教育施策を実施してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や地域のつながりの希薄化、技術革新やグローバル化の進展など社会情勢はめまぐるしく変化し、また子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、教育の内容もまた社会の変化に適応していかなければなりません。

このような状況の中、門真市においては、令和2（2020）年3月に「門真市第6次総合計画」を策定し、「人情味あふれる！笑いのたえないまち門真」をめざすまちの将来像に掲げ、10年、20年先を見据えた誇りと愛着が持てるまちづくりに向けた取組を進めることとしています。また、総合計画と同時期に「門真市教育大綱」についても改訂されています。

門真市教育委員会においても、「門真市教育振興基本計画」が令和2（2020）年度に終了することから、社会の変化やそれに伴う教育課題を踏まえ、新たに「門真市教育振興基本計画 2021」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく本市における「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

【参照】 教育基本法第17条
（教育振興基本計画）

- 1 略
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化など、教育を取り巻く状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	年度	令和									
		2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
本市の 関連計画											
第6次総合計画											
第2期教育大綱											
生涯学習推進 基本計画											
子ども・子育て支援 事業計画											
障がい者計画											
障がい福祉計画											
健康増進計画・ 食育計画											
教育振興基本計画 (本計画)											

4 計画の基本理念と体系図



基本理念

【めざす子ども像】

将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども

【基本目標①】

一人ひとりが輝くためにチャレンジする力をはぐくむ教育

チャレンジする力

【基本目標②】

これからの時代にたくましく生き抜く力をはぐくむ教育

生き抜く力

【基本目標③】

互いの違いを認め合いながら社会の担い手として人とつながる力をはぐくむ教育

つながる力

体系図

施策の方向1 確かな学力の育成

- (1) 学習指導要領の確実な実施
- (2) 学力向上に向けた基盤づくり
- (3) グローバル化に対応するための取組の推進
- (4) 小中一貫教育の推進

施策の方向2 すべての子どもへの学習の支援

- (1) 障がいのある子どもの自立支援
- (2) 不登校児童生徒への支援
- (3) 様々な状況下における学習機会の確保

施策の方向3 豊かでたくましい人間性の育み

- (1) 自分の将来を描ける力の育成
- (2) 豊かな心を育む教育の推進
- (3) 開発的生徒指導の推進
- (4) いじめ防止への取組の推進
- (5) 人権尊重の教育の推進
- (6) 読書活動の推進

施策の方向4 健やかな体を育てる教育の推進

- (1) 体力づくりと健やかな生活習慣の確立に向けた取組
- (2) 食育の推進

施策の方向5 教職員の子どもとの関わりの充実

- (1) 教職員の人材育成
- (2) 職場におけるハラスメントの防止

施策の方向6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

- (1) 学校組織の改善と「チーム学校」としての組織力の強化
- (2) 教職員の働き方改革の推進

施策の方向7 安全・安心・快適な学びの場づくり

- (1) 学校施設の改善
- (2) 新たなつながりを創る学校づくり
- (3) 児童生徒一人ひとりの課題に沿った支援
- (4) 子どもたちを事故や災害から守るための取組の充実
- (5) 学校外における子どもの学習支援の推進



5 今後5年間に取り組む施策

施策の方向1 確かな学力の育成

【主な取組】



- (1) 学習指導要領の確実な実施
 - ①学習指導要領に基づいた授業の推進
 - ②社会に開かれた教育課程の推進
 - ③プログラミング教育の推進
 - ④ICT 機器の活用
 - ⑤非認知能力の育成

- (2) 学力向上に向けた基盤づくり
 - ①門真市学力向上アクションプランの推進
 - ②門真市学習到達度調査等の実施及び活用
 - ③質の高い授業づくり
 - ④組織体制の強化と目標の共有

- (3) グローバル化に対応するための取組の推進
 - ①外国語（英語）教育の充実
 - ②「めざせ世界へはばたけ事業」の推進
 - ③世界に関心を持つ機会づくりや
海外の子どもたちとの交流の機会づくり

- (4) 小中一貫教育の推進
 - ①小中一貫教育の更なる推進
 - ②小中一貫教育を意識した小・小連携の推進
 - ③就学前教育からの円滑な接続

施策の方向2 すべての子どもへの学習の支援

【主な取組】

(1) 障がいのある子どもの自立支援

- ①「ともに学び、ともに育つ」学校づくりの推進
- ②一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- ③通級指導教室の充実
- ④支援教育研修の充実

(2) 不登校児童生徒への支援

- ①適応指導教室「かがやき」等の充実
- ②子ども悩み相談サポート事業の実施

(3) 様々な状況下における学習機会の確保

- ①学校における感染症対策の徹底
- ②緊急時における学びの確保



施策の方向3 豊かでたくましい人間性の育み

【主な取組】

- (1) 自分の将来を描ける力の育成
 - ①キャリア教育の推進
 - ②子どもの学ぶ意欲の向上に向けた取組

- (2) 豊かな心を育む教育の推進
 - ①道徳教育の推進
 - ②情報モラル教育の推進
 - ③自尊感情の育成
 - ④自他の命を大切にする心と態度を育む教育の推進

- (3) 開発的生徒指導の推進
 - ①門真市開発的生徒指導の推進
 - ②指導内容の充実

- (4) いじめ防止への取組の推進
 - ①いじめ防止に向けた取組
 - ②いじめに関する相談窓口の設置

- (5) 人権尊重の教育の推進
 - ①人権教育の推進
 - ②多文化共生教育の推進
 - ③男女平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

- (6) 読書活動の推進
 - ①学校図書館の充実
 - ②読書に親しむ機会の充実
 - ③市立図書館との連携



施策の方向4 健やかな体を育てる教育の推進

【主な取組】

(1) 体力づくりと健やかな生活習慣の確立に向けた取組

- ①学校における体力づくりの推進
- ②家庭と連携した健康づくりの推進
- ③情報社会における正しい生活習慣の指導

(2) 食育の推進

- ①学校給食の充実
- ②食育の推進



施策の方向5 教職員の子どもとの関わりの充実

【主な取組】

(1) 教職員の人材育成援

- ①社会の変化に対応した教職員の資質向上
- ②組織的・継続的な人材育成
- ③教職員の綱紀保持の徹底

(2) 職場におけるハラスメントの防止

- ①ハラスメントの未然防止
- ②ハラスメントを相談しやすい環境づくり



施策の方向6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

【主な取組】

(1) 学校組織の改善と「チーム学校」としての組織力の強化

- ①PDCAサイクルに基づく学校経営
- ②学校の自立性の確保
- ③コミュニティ・スクールの推進

(2) 教職員の働き方改革の推進

- ①多忙化解消に向けた取組
- ②事務の効率化の推進



施策の方向7 安全・安心・快適な学びの場づくり

【主な取組】

(1) 学校施設の改善

- ①長寿命化計画の推進
- ②施設の修繕等の実施

(2) 新たなつながりを創る学校づくり

- ①地域の核となる学校づくりの推進
- ②小中一貫校（義務教育学校）の整備

(3) 児童生徒一人ひとりの課題に沿った支援

- ①チーム学校でのサポートの推進
- ②学校内における児童生徒の課題解決に向けた体制づくり

(4) 子どもたちを事故や災害から守るための取組の充実

- ①学校事故の防止
- ②防災教育の推進
- ③子どもの登下校時の見守り活動の充実
- ④「子ども110番の家」の普及促進

(5) 学校外における子どもの学習支援の推進

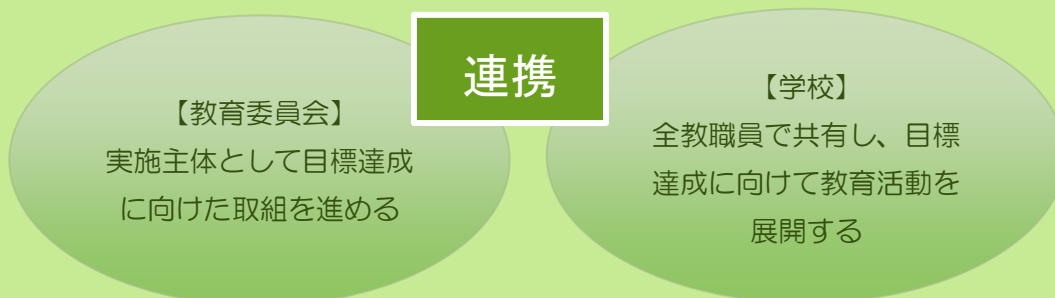
- ①「Kadoma 塾」の実施
- ②家庭学習への支援



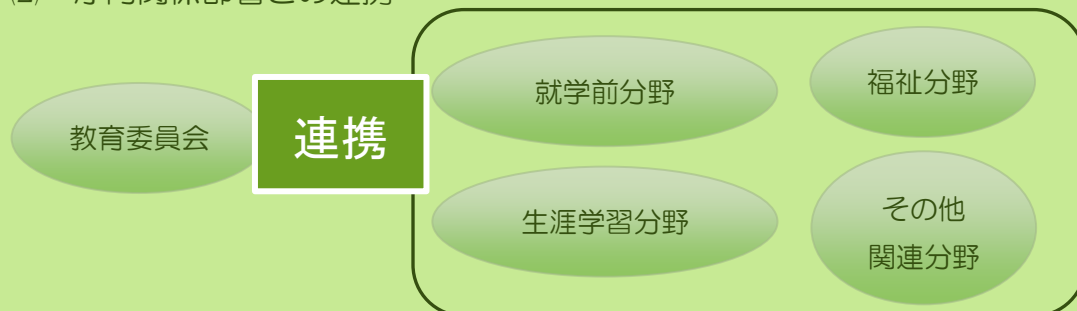
6 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

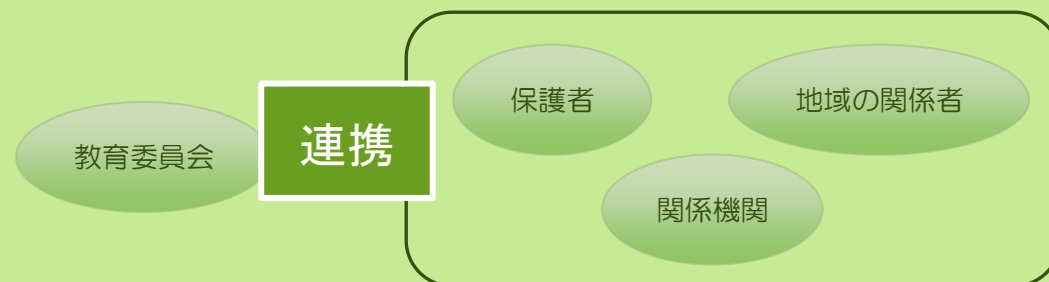
(1) 計画の共有と確実な実施



(2) 庁内関係部署との連携



(3) 関係機関との連携



(4) 計画の周知

広報紙、市のホームページで周知します

2. 計画の進行管理



7 策定にあたって

本市教育委員会では、社会状況の変化に対応した教育を総合的・計画的に推進していくため、このたび令和3（2021）年度からを計画期間とする「門真市教育振興基本計画 2021」を策定することといたしました。

本計画では、予測困難な時代で生き抜く子どもの育成を目指し、「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」とする「めざす子ども像」を新たに設定し、教育委員会と学校双方が目標を共有した上で目標達成に向け取組を進めてまいりたいと考えております。また、めざす子ども像を実現するために門真市の子どもたちに定着すべき力についてもしっかりと共有し、一つ一つの取組を着実に進めてまいる所存です。

新型コロナウイルス感染症により子どもたちは様々な影響を受けており、学びのスタイルも変わりつつありますが、学校の果たす役割の本質は変わりません。この計画の推進にあたりましては、子どもたちの学びを保障しつつ、教育委員会と学校が一体となってめざす子ども像の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和3（2021）年2月

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

●門真市教育振興基本計画 2021 概要版

令和3（2021）年2月 発行：門真市教育委員会

〒571-8585 門真市中町1番1号

TEL：06-6902-5779

